

各事業所代表者 様

広島市長 松 井 一 實

男女共同参画の推進及び障害者の雇用促進について（お願い）

平素から、本市の男女共同参画及び障害者福祉の推進につきまして、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、少子高齢化、グローバル化、高度情報化の進展など、企業を取り巻く環境は大きく変化しています。特に、15～64歳の生産年齢人口の減少が見込まれる中、優秀な人材を確保するため、性別を問わず意欲と能力のある人材を活かしていくことがますます重要になってきています。

こうした中、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により、女性の採用比率などの数値目標を含む一般事業主行動計画の策定が、常時雇用する労働者101人以上の事業者には義務化されました。一般事業主行動計画の策定とともに、育児・介護休業制度の利用促進など仕事と家庭の両立支援や、女性の職域拡大など女性の活躍推進等に、引き続き御配慮いただきますようお願いいたします。

また、広島県内における民間企業の障害者の雇用率は2.48%（令和5年6月1日現在）と、前年に比べ0.1ポイント上昇し、また、法定雇用率達成企業の割合は52.1%と、前年に比べ2.6ポイント上昇していますが、依然として半数の企業が法定雇用率未達成という状況となっています。

本市としては、企業の皆様方の御協力をいただきながら、毎年、広島公共職業安定所等との共催により「障害者合同面接会」を開催するなど、障害者の雇用の促進に努めています。今後とも、国、県と十分に連携を取りながら積極的に取り組んでまいりますので、企業の皆様方の一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

市民局人権啓発部男女共同参画課

電話(直通) 082-504-2108

メールアドレス danjo@city.hiroshima.lg.jp

健康福祉局障害福祉部障害自立支援課

電話(直通) 082-504-2148

メールアドレス jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

〔広島市内に事業所のある事業者の皆様へお知らせ〕

○「障害者雇用推進事業者」の認定

障害者を多数雇用する事業者を「障害者雇用推進事業者」として認定し、公表しています。障害者雇用推進事業者には、本市の物品の購入等に当たり、受注機会の拡大が図られます。

詳しくは、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp>) を御覧ください。

(くらし・手続き→福祉・介護→障害児・障害者→お知らせ→事業者の方へ→企業の皆様へ(就労支援・雇用促進)→障害者雇用推進事業者の認定について)

○「広島市男女共同参画推進事業者」表彰(対象：市内に本店・本部を置く事業者等)

職場での男女共同参画に積極的に取り組む事業者等を公募・選考し、「広島市男女共同参画推進事業者」として、毎年、市長表彰を行っています。

詳しくは、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp>) を御覧ください。

(市政→男女共同参画→企業、団体の方→広島市男女共同参画推進事業者表彰)

○「障害者雇用支援資金」及び「男女共同参画・子育て支援資金」(広島市中小企業融資制度)

障害者の雇用促進や職場における仕事と子育ての両立支援などに積極的に取り組む市内の中小企業の方々を支援するため、融資制度を設けています。融資の御利用に関するお問合せは、広島市経済観光局産業立地推進課(電話 082-504-2241) にお問い合わせください。

詳しくは、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp>) を御覧ください。

(事業者向け情報→産業振興→起業・経営・中小企業支援→広島市の中小企業融資制度のご案内)